

# さいたま市放課後子ども居場所事業と 放課後児童クラブの整備に係る基本方針

令和8年3月

さいたま市

## 1 基本的な考え方

こどもまんなか社会の実現に向け、利用を希望する全ての児童に安全・安心な放課後の居場所を提供するために、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により本市の放課後児童対策を実施し、喫緊の課題である待機児童の早期解消に取り組む。

## 2 本市の課題

### (1) 待機児童(※)の解消

本市では、共働き家庭の増加や子育て世代の社会増等により、放課後児童クラブの利用ニーズが増加している。しかしながら、民設放課後児童クラブを開設する物件の確保が困難なことなどもあり、利用ニーズの増加に整備が追い付いておらず、待機児童の解消は喫緊の課題となっている。

### (2) 保護者負担の軽減

NPO法人が運営する民設放課後児童クラブの中には、クラブを利用する保護者が運営に携わっているクラブが約半数を占めており、クラブを開設するための物件探しやクラブ運営に係る事務などの保護者負担の軽減が課題となっている。

### (3) 多様なニーズへの対応

社会情勢の変化に伴い、保護者の働き方も多様化している。夏休みなど長期休業中のみや短時間の利用といった放課後の居場所に対する多様なニーズへの対応が課題となっている。

#### ※待機児童の定義

本市では公設放課後児童クラブに申し込んだが利用できなかった児童のうち、民設放課後児童クラブを利用していない児童数から民設放課後児童クラブの定員の空き数を除いた人数としている。なお、本市の放課後児童対策を実施するにあたっては、公設放課後児童クラブの申し込みの有無に関わらず放課後児童クラブの利用を希望する全ての児童を対象とすることとする。

## 3 課題に対する施策

### (1) 待機児童の解消

放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室を一体的に実施する「放課後子ども居場所事業」の導入を基本方針とし、早期に放課後子ども居場所事業の導入が困難な学区については、民設放課後児童クラブの整備により対応する。

### (2) 保護者負担の軽減

放課後子ども居場所事業の導入と民設放課後児童クラブへの支援の拡充により、保護者負担の軽減を図る。

### (3) 多様なニーズへの対応

放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業の実施により、児童や保護者が希望する放課後の受け皿を選択できるよう支援する。

#### 4 整備方針

##### (1) 放課後子ども居場所事業

- ア 令和8年度から本格実施とし、令和6年度及び令和7年度モデル事業の検証結果を踏まえながら、市域全体へ実施校を展開する。
- イ 待機児童の生じている学区もしくは待機児童が生じることが見込まれる学区から優先的に導入する。
- ウ 保護者会が運営する民設放課後児童クラブが設置されている学校においては、保護者負担軽減の観点から、保護者会の意向も踏まえながら導入する。
- エ 放課後子ども居場所事業には、事業の拠点となる専用室が、学校内や近隣地に必要となるため、学校内または近隣地に専用室となる放課後児童クラブ室がない学校は、専用室に転用可能な余裕教室等の確保が可能な学校から導入する。
- オ リフレッシュ工事の基本計画が策定済みである学校については、学校運営への影響や児童の安全な動線の確保の観点から、工事期間が終了後に導入する。

##### (2) 民設放課後児童クラブ

- ア 放課後子ども居場所事業を早期に導入できない学区に限り、民設放課後児童クラブを整備する。

#### 5 民設放課後児童クラブへの支援

- (1) 放課後児童対策の受け皿の一つとして支援する。
- (2) 国の補助制度に対応し、委託実施基準の見直しを適切に行うことにより、民設放課後児童クラブの運営の更なる安定化を図る。
- (3) 放課後子ども居場所事業の導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響に対して、以下のとおり支援を行う。

##### 【運営継続のための支援】

- ・入室児童数減少に伴い減少した利用料及び委託料に対する支援  
(放課後子ども居場所事業導入初年度分)
- ・継続するクラブと統合する際に生じる、賃借物件の原状回復費用に対する補助  
(放課後子ども居場所事業導入から3年以内)
- ・施設規模を縮小するための移転費用に対する補助  
(放課後子ども居場所事業導入から3年以内)

##### 【その他の支援】

- ・放課後子ども居場所事業導入に伴い廃止する公設放課後児童クラブの学校敷地外専用施設の貸与
- ・経験豊富な放課後児童支援員等を放課後子ども居場所事業や他の民設放課後児童クラブの運営事業者へ紹介
- ・長期契約物件で運営する民設放課後児童クラブがある学区については、放課後子ども居場所事業導入時期を配慮する。

## 6 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応

関係法令に定める基準に従い適切な人員の配置や専用区画面積の確保、設備・備品等の整備、安全管理体制の構築等に取り組む。また、放課後子ども居場所事業や放課後児童クラブで働く放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行う。さらに、国の動向を注視し、制度改正等に適切に対応していく。

## 7 待機児童の解消

放課後子ども居場所事業の導入と民設放課後児童クラブの整備・運営により、さいたま市総合振興計画実施計画の目標である令和8年4月の待機児童を150人まで減少させ、令和10年4月に待機児童ゼロを達成することを目標とする。

## 8 その他

各事業の実施にあたっては、子ども、保護者、事業者、関係機関等の意見を聴く機会を設け、それらの意見を勘案しながら、各事業を推進する。

また、各事業の実施状況に応じて、適宜本方針の見直しを行う。